

第3次厚木市文化芸術振興計画策定方針

1 計画策定の趣旨

第2次厚木市文化芸術振興計画（以下「現行計画」という。）第1期基本計画が令和8年度に満了を迎えるため、第2期基本計画を策定する予定でしたが、ライフスタイルや市民ニーズ等が大きく変化していることから、現行計画を令和8年度で終了し、令和9年度を始期とする第3次厚木市文化芸術振興計画（以下「第3次計画」という。）を新たに策定し、文化・芸術、歴史の聖地づくりを積極的に推進します。

2 基本的事項

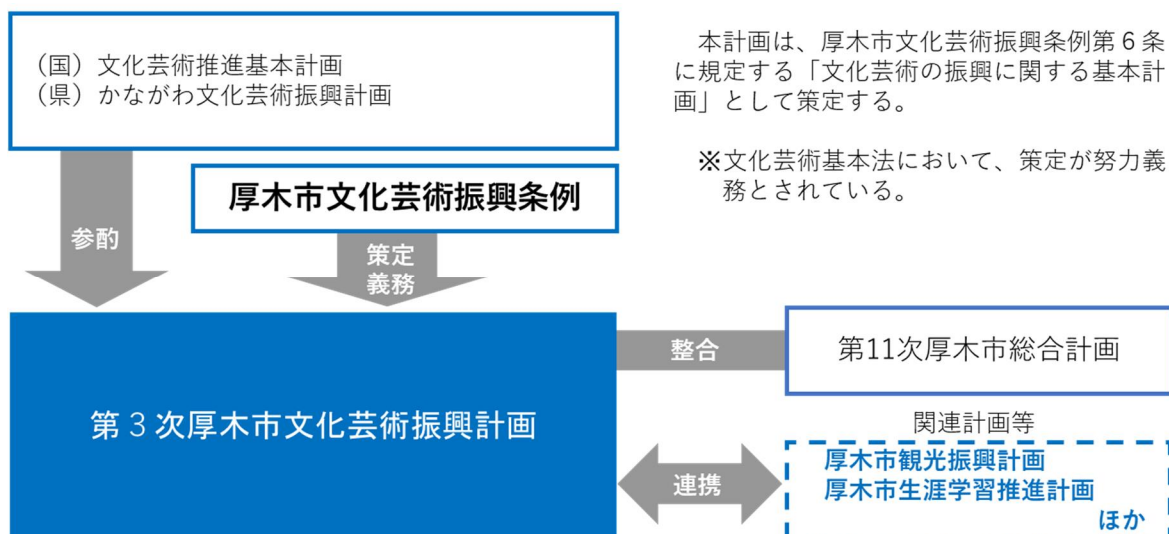
(1) 計画策定についての基本的な考え方

第3次計画の策定に当たっては、現行計画の成果と課題を検証し、これまでの社会状況の変化等に留意するとともに、市民アンケート、厚木市文化芸術振興計画庁内推進委員会及びパブリックコメントの市民参加手続を実施し、市民の意見を取り入れた計画とします。

(2) 計画の位置付け

第3次計画は、厚木市文化芸術振興条例第6条に規定する文化芸術の振興に関する基本計画及び本市の最上位計画である第11次厚木市総合計画の施策を補完・具体化する個別計画として位置付けるものです。

また、文化芸術基本法第7条に基づく地方文化芸術基本計画に位置付けるとともに、国の文化芸術推進基本計画及び神奈川県のかながわ文化芸術振興計画を参酌し策定するものです。



(3) 計画期間

計画期間は、第11次厚木市総合計画の計画終了年に合わせ、令和9（2027）年度から令和17（2035）年度までの9年間とします。なお、国や県の計画改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 現状と課題

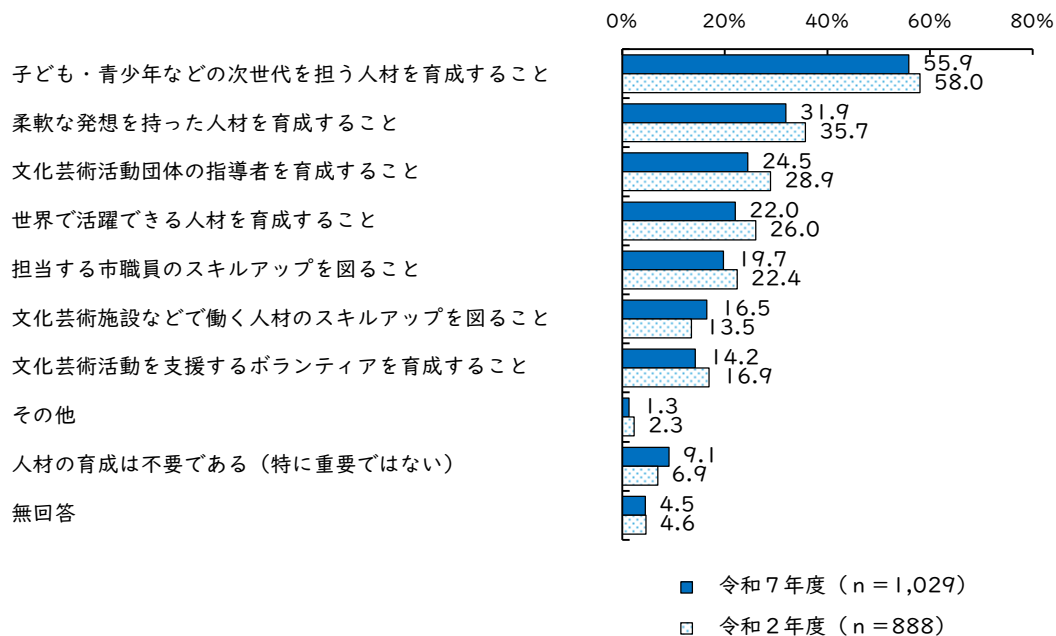
市民の文化芸術についての関わりやニーズを把握するために実施した意向調査において、市の文化芸術活動の発展のために育成が必要な人材は、「子ども・青少年などの次世代を担う人材」が5割を超えて最も多く、少子高齢化の進行や人口減少社会の影響により、文化芸術活動を担う人・支える人の不足が懸念されています。

また、市の取組について、「知っている取組はない」が3割を超えており、前回結果よりも増えていることから、市の取組についての更なる周知が必要です。

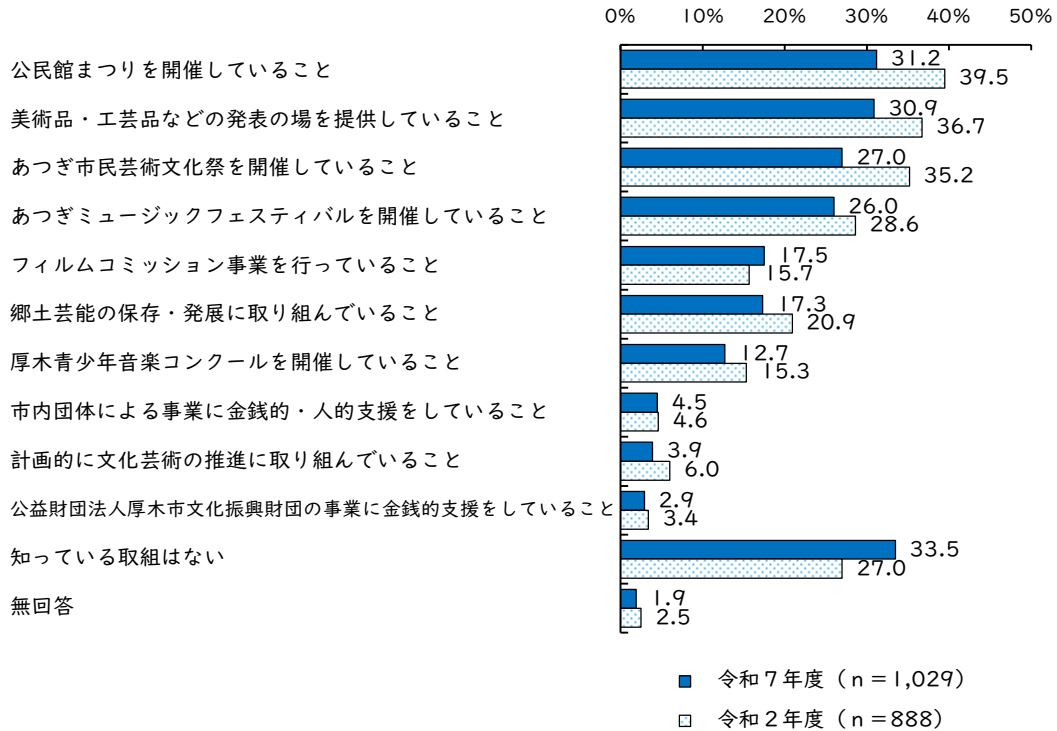
なお、市内で開催される文化芸術に関するイベントの情報源については、「広報あつぎ」が5割を超えて最も多いものの、30代においてはSNSが4割を超えるなど、取組やイベントの周知に当たっては、広報以外の情報媒体に対する情報発信を強化する必要があります。

【意向調査結果】

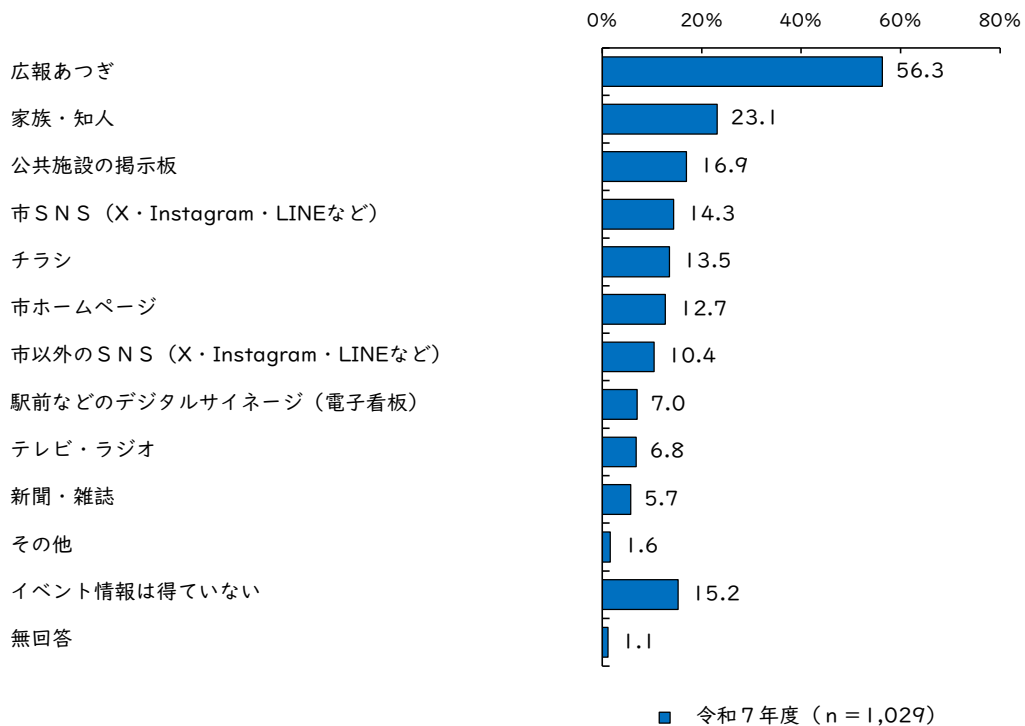
厚木市の文化芸術活動に必要な人材の育成について



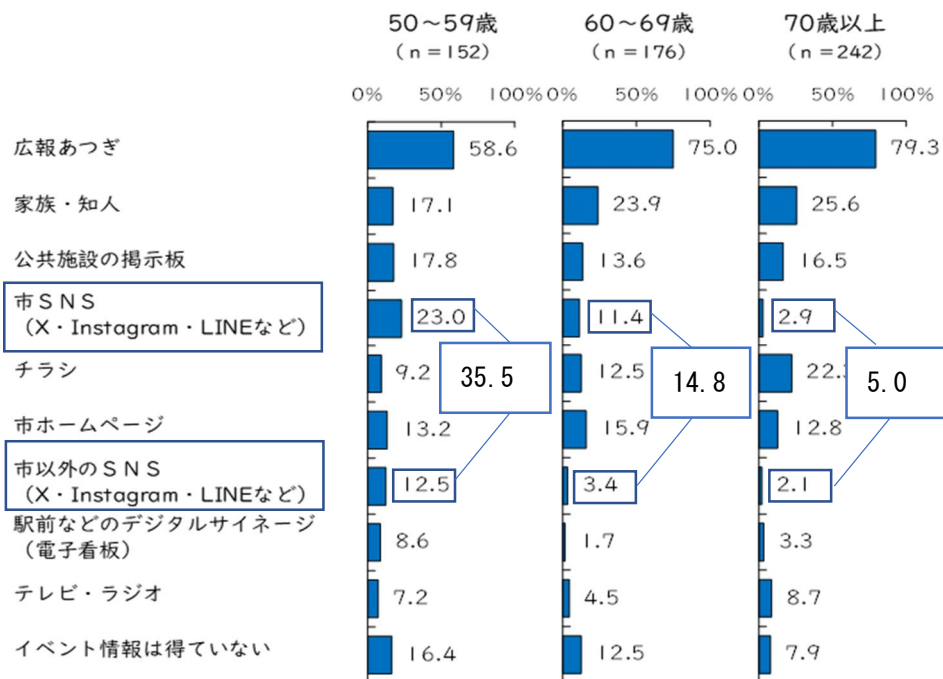
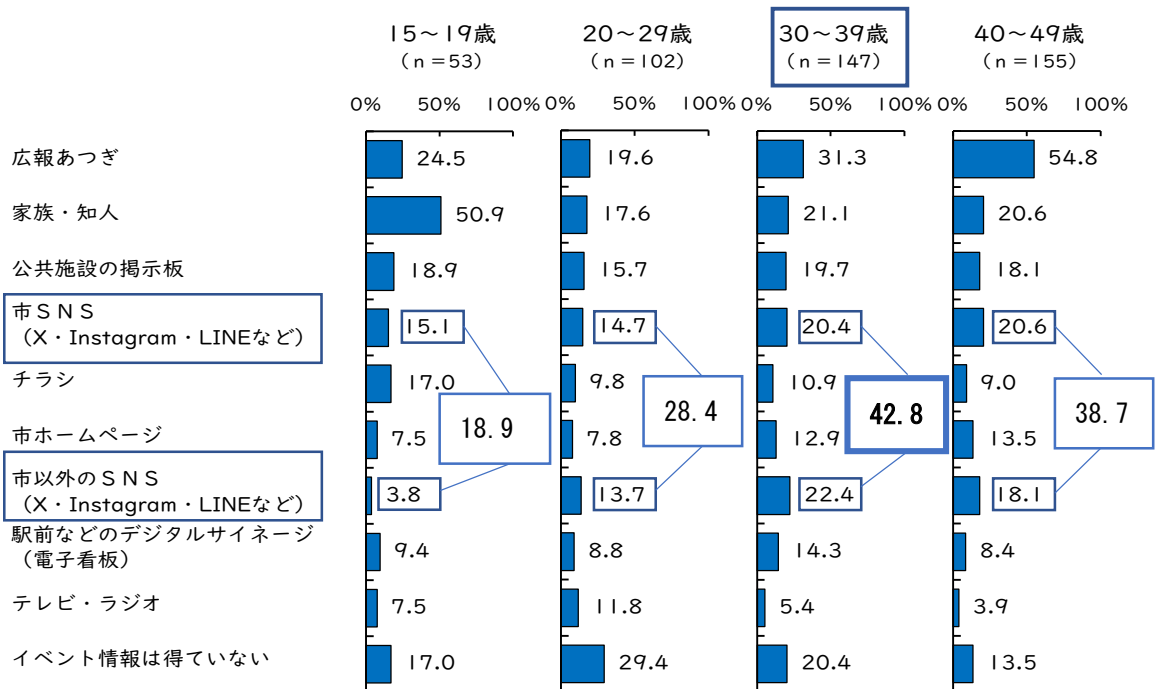
厚木市の文化芸術で知っている取組について



市内で開催されるイベントの情報源について



《年代別》（上位10項目のみ）



4 計画策定に当たって考慮すべき視点

第3次計画は、文化・芸術、歴史の聖地として憧れを抱き、愛されるまちの姿を実現することを目指し、厚木市文化芸術振興条例を踏まえるとともに、社会環境や市民ニーズの変化に照らし合わせ、次の視点に考慮し計画を作成します。

(1) 誰もが文化芸術を楽しめるまちの実現

文化芸術に触れ、楽しみ、自己表現を行うことが市民のウェルビーイングの向上に寄与するという視点から、こどもから大人まで、誰もが気軽に文化芸術を楽しめるまちづくりを推進していく必要があります。

(2) シビックプライドの醸成

地域の歴史、風土に根差した文化によって生み出された文化財を、継承・保存・活用することを通じて、郷土文化への理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを育てる必要があります。

(3) 多様な文化芸術活動の推進

文化芸術基本法においては、文化芸術を多様な表現活動、生活文化、地域文化等を含む広範な概念として定義していることから、市民ニーズを捉えながら、文化芸術の多様性を踏まえた取組を推進する必要があります。

(4) 文化芸術活動を担う人・支える人の育成

少子高齢化の進行や人口減少社会の影響により、文化芸術活動を担う人・支える人の不足が懸念されていることから、文化芸術活動を支える持続可能な仕組みを構築する必要があります。

(5) 情報発信力の強化

文化芸術の魅力や取組内容の認知度向上を図るため、文化芸術に関する情報にアクセスしやすい環境づくりを進めるとともに、多様な媒体を活用した情報発信を強化する必要があります。

5 策定体制

(1) 附属機関

厚木市文化芸術振興委員会

公募による市民、学識経験者及び関係団体の代表者等により構成し、第3次計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議をし、答申します。

(2) 庁内検討組織

厚木市文化芸術振興計画庁内推進委員会

課長職から構成し、計画の策定に関する事項を検討及び協議します。

(3) 市民参加手続

計画の策定に当たっては、市民参加条例に基づく意向調査やパブリックコメントなど、多様な手法による市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺いながら取り組みます。また、こどもたちの意見を聞くため、児童・生徒を対象にアンケートを実施します。

6 策定スケジュール

第3次計画の策定に当たって、次のスケジュールのとおり、計画的に取り組を進めます。

	令和7年度						令和8年度													
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
策定状況					●→							●→		●→				●		
					策定方針							計画案骨子		計画案				策定		
文化芸術振興委員会	→																			
庁内推進委員会							●	→												
市民参加手続	●→																●→			
	意向調査																パブコメ			
その他		●→																		
		アンケート調査 (児童・生徒対象)																		